

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和8年7月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年3月31日終了】</p> <p>(2) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】</p> <p>(3) 令和5年度低所得者子育て世帯への加算の支給事務【令和6年9月30日終了】</p> <p>(4) 令和6年度新たな低所得子育て世帯への特定公的給付の支給事務【令和6年12月27日終了】</p> <p>(5) 令和6年度物価高騰対策給付金(こども加算分)の支給事務【令和7年5月31日終了】</p> <p>(6) 令和7年度子育て世帯物価高騰対策給付金の支給事務【令和8年3月31日終了】</p> <p>(7) 令和7年度物価高対策子育て応援給付金の支給事務【令和8年5月31日終了】</p>
③システムの名称	①団体内統合宛名システム ②中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付の支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の135の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表の160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部 こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市 生活福祉部こども家庭センター子育て支援係 〒028-0014 久慈市旭町第8地割100番地1 電話0194-52-2169
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの事務においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月18日	I. 1. ①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務	特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和7年6月18日	I. 1. ②事務の概要	令和3年度久慈市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和3年12月27日久慈市告示第151号)に基づく事務 特定個人情報を次の事務に利用している。 ①申請が必要な者について、申請書の提出を受け付ける(父母の個人番号記載)。 ②申請者及び配偶者の両方が、児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項に規定する特例給付に該当しないかどうかを確認する。(必要に応じてマイナンバー制度に基づく情報連携を行う。)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年3月31日終了】 (2)令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】 (3)令和5年度低所得者子育て世帯への加算の支給事務【令和6年9月30日終了】 (4)令和6年度新たな低所得子育て世帯への特定公的給付の支給事務【令和6年12月27日終了】 (5)令和六年度物価高騰対策給付金(こども加算分)の支給事務【令和7年5月31日終了】	事後	
令和7年6月18日	I. 2特定個人情報ファイル名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付情報ファイル	特定公的給付の支給情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月18日	I. 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の100の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示3号、4号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の135の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事後	
令和7年6月18日	I. 4. ② 法令上の根拠	(情報照会) 1 番号法第19条第8号、別表第2の121の項 2 別表第二省令第59条の4	(情報照会) 番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令第2条の表の160の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月9日	I. 1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年3月31日終了】</p> <p>(2) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】</p> <p>(3) 令和5年度低所得者子育て世帯への加算の支給事務【令和6年9月30日終了】</p> <p>(4) 令和6年度新たな低所得子育て世帯への特定公的給付の支給事務【令和6年12月27日終了】</p> <p>(5) 令和6年度物価高騰対策給付金(こども加算分)の支給事務【令和7年5月31日終了】</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年3月31日終了】</p> <p>(2) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】</p> <p>(3) 令和5年度低所得者子育て世帯への加算の支給事務【令和6年9月30日終了】</p> <p>(4) 令和6年度新たな低所得子育て世帯への特定公的給付の支給事務【令和6年12月27日終了】</p> <p>(5) 令和6年度物価高騰対策給付金(こども加算分)の支給事務【令和7年5月31日終了】</p> <p>(6) 令和7年度子育て世帯物価高騰対策給付金の支給事務【令和8年3月31日終了】</p> <p>(7) 令和7年度物価高対策子育て応援給付金の支給事務【令和8年5月31日終了】</p>	事後	
令和8年6月9日	II-1.対象人数	令和7年6月18日時点	令和8年6月9日時点	事後	
令和8年6月9日	II-2.取扱者数	令和7年6月18日時点	令和8年6月9日時点	事後	